

毎週火、金曜日発行（但休日当る場合は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 鳥取県家畜人工授精講習会規程の一部改正  
基本測量の終了通知の告示  
建設業者の変更登録  
建設業者の登録
- ◇教委規則 社会教育主事の資格認定に関する規則

## 告 示

### 鳥取県告示第三百九十七号

鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十条第三項を次のように改める。

3 試験の合格点は、一〇〇点満点で全科目（実習を含む。）平均六十点以上（五十点以下のものが二科目をこえ、又は四十点以下のものがある場合を除く。）をもつて合格とする。

### 附 則

この規程は、昭和三十六年七月十四日から施行する。

### 鳥取県告示第三百九十八号

次のとおり基本測量を終了した旨、建設省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量（二等磁機測量）
- 二 作業地域 鳥取県倉吉市

三 終了年月日 昭和三十六年五月二十九日

鳥取県告示第三百九十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年七月十日変更登録した。

昭和三十六年七月十四日

登録番号	名 称	鳥取県知事	石 破 二 朗
鳥取県知事登録 (ハ)第七七号	栄建設興業(株)	営業所の所在地	申請者氏名 摘 要
		東伯郡大栄町亀谷五九八	(新)山榑 善好 (旧)山榑 友市

鳥取県告示第四百号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年七月十四日

登録番号	名 称	鳥取県知事	石 破 二 朗
鳥取県知事登録 (ハ)第七五六号	湖東建設	主たる営業所の所在地	申請者氏名 摘 要
		鳥取市湖山町一、一九四	内田 勝実 主木工事

鳥取県告示第四百一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年七月十四日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	石 破 二 朗
鳥取県知事登録 (ハ)第二六八号	昭三六年 七月一日	名 称	主たる営業所の所在地
		寺 谷 組	八頭郡智頭町智頭
第五六八号	六月二三日	(有)岩崎塗装店	米子市糍町二丁目
第四六三号	七月五日	(有)円山建設	富士見町一の六二
			円山 昌業 塗装工事 土木工事

教育委員会規則

社会教育主事の資格認定に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月十四日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦  
鳥取県教育委員会規則第九号

社会教育主事の資格認定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、社会教育法（昭和二十四年法律第百七号。以下「法」という。）第九条の四第四号の規定に基づく社会教育主事の資格認定について定めることを目的とする。

(資格)

第二条 法第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者（法第九条の四第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、次の各号の一に該当する者は、社会教育主事の資格について、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けることができる。

- 一 法第九条の四第一号に規定する職を五年以上経験している者
- 二 法第九条の四第二号に規定する職を七年以上経験している者

三 教育委員会が前二号に掲げる者と同等以上の教養と経験を有すると認めたる者

(申請)

第三条 前条の規定により認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会教育主事資格認定申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 履歴書（別記第二号様式）

- 二 社会教育主事講習修了証書写
- 三 写真（脱帽、上半身、縦五〇ミリ×横三五ミリ）
- 二葉

(認定)

第四条 教育委員会は、当該申請者が第二条各号の一に該当すると認定したときは、社会教育主事資格認定証書（別記第三号様式）を交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第一号様式

鳥 取 県 教 育 委 員 会

社会教育主事資格認定申請書

写 真 添 付
---------

本 籍  
現 住 所  
氏 名  
生 年 月 日

社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和36年7月鳥取県教育委員会規則第9号）第3条の規定により、社会教育主事の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

申請者氏名

鳥 取 県 教 育 委 員 会 殿



